クレイトン・ユッツ法律事務所 ニュースレター

CLAYTON UTZ

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター(第34回)をお届けいたします。

本ニュースレターについて、<u>ニュースレターの内容に関するご質問</u>、<u>その他のご意見やご要望</u>などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2017年11月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック:

競争法改革

2017年11月6日に、競争・消費者法 (Competition and Consumer Act 2010) (CCA)の改正法が施行されました。

これは、2017年競争・消費者法改正(市場支配力の濫用)法 (Competition and Consumer Amendment (Misuse of Market Power) Act 2017) (MMP Act) と 2017年競争・消費者法改正(競争政策見直し)法 (Competition and Consumer Amendment (Competition Policy Review) Act 2017) (CPR Act)の二つの改正法からなる一連の制度改革で、CCA46条(市場支配力の濫用)の改正、協調行為(concerted practice)の禁止の創設、合併・企業結合のクリアランスの制度変更など、複数の重要な改正事項を含んでいます。

CCA46条(市場支配力の濫用)は、旧法では市場支配力の濫用が禁止されていましたが、新法では商品やサービスを供給・取得する市場において競争を実質的に制限する目的や効果がある行為が広く禁止されます。協調行為の禁止は、カルテルの場合に必要な明確な合意(agreement)や積極的関与(commitment)がなくとも、競争法違反の責任を問えるようにするものです。合併・企業結合のクリアランスの制度変更では、豪州競争・消費者委員会(Australian Competition and Consumer Commission、ACCC)が第一審として企業結合を審査する手続に一本化され、豪州競争審判所(Australian Competition Tribunal、ACT)へは限定的な不服申立てのみが可能となります。

原文(英語) への<u>リンク1</u>及び<u>リンク2</u>はこちら

Japan Practice 紹介サイト



事業再生に関する法改正

近時、事業再生を指向した重要な法改正が行われました。Treasury Laws Amendment (2017 Enterprise Incentives No. 2) Act 2017 により、① 取締役の破産取引の阻止義務に関するセーフハーバールール、②倒産手続開始などを理由に契約の解除を可能とする契約条項(ipso facto clause)の効力停止(stay)に関するルールが新たに導入されます。① は既に改正法が施行されており、②は 2018 年 7 月 1 日以降に締結される契約に適用される予定です。②への実務対応について、とりわけ政府機関の視点から解説します。

原文(英語)へのリンクはこちら

銀行のコーポレートガバナンス改革(BEAR)

銀行のコーポレートガバナンス強化への取り組みとして、2018 年に Banking Executive Accountability Regime (BEAR) が導入される予定です。これは認可預金受入機関 (authorised deposit-taking institutions、ADI) 及びその子会社に適用 (海外 ADI の場合は豪州国内支店の運営に限定して適用) されるルールで、説明責任者 (accountable person)の設置、オーストラリア健全性規制庁 (APRA) への届出・報告、説明責任者 (役員・重役クラス) の報酬体系の見直しなどが必要となります。新制度への実務対応について解説します。

原文(英語)へのリンクはこちら

ハリウッドのセクハラ騒動を受けて

ハリウッドの大物プロデューサーであるハーヴェイ・ワインスタイン 氏が長年にわたりセクシャルハラスメントを繰り返していたとの告発 がなされ、世界に大きな波紋を呼んでいます。職場におけるセクハラ を防止する体制構築のための要点を改めて解説します。

原文(英語)へのリンクはこちら

アドバイザーの忠実義務に関する裁判例

会社法 961B 条にアドバイザーの顧客に対する忠実義務(best interest duty)が定められていますが、連邦裁判所は、フィナンシャル・サービスを提供している会社に対して、この義務に違反したことを理由として合計 100 万豪ドルの民事上の罰金を課す判断をしました。この判決は、フィナンシャル・サービスのライセンシーに対して顧客に対す

オーストラリア会社法概説



本書のご購入をご希望される方は、 出版者(信山社)に直接メールにて ご注文いただくか、アマゾンジャパ ンにてご購入いただけます。 る忠実義務違反を理由として初めて民事上の罰金を課した判決です。 本判決を踏まえて、アドバイスを提供する際のプロセスについて実務 上の留意点を解説します。

原文(英語)へのリンクはこちら

新エネルギー政策(NEG)の発表

タンブル首相は、Clean Energy Target にかわる新たなエネルギー政策として National Energy Guarantee(NEG)を発表しました。NEG は電力の安定供給や温室効果ガスの排出削減、電力価格の削減を主目的としています。NEG の概要と影響について解説します。

原文(英語)へのリンクはこちら

環境保護法に関する裁判例(クイーンズランド州)

クイーンズランド州の環境保護法(Environmental Protection Act 1994 (Qld))は、Department of Environment and Heritage Protection が適切な者に対して環境汚染をクリーンアップするよう通知すること(clean-up notice)を認めています。ゴルフ場を経営する事業者に対してこの通知がなされた事案において、Planning and Environment Court は、環境汚染が重大であり、かつ、今回の事業者に対する通知が法令上の要件を満たしていることを認めながら、事業者が環境汚染の原因ではないこと等を理由として、通知の正当性を否定しました。本判決の概要と実務上の留意点について解説します。

原文(英語)へのリンクはこちら

豪州 M&A 取引実務(2017年4月)

加納弁護士が、「豪州 M&A 取引実務~近時の買収実務動向と成功への鍵」をテーマに講演(シドニー日本商工会議所主催シドニービジネス塾)を行いました。豪州における M&A 取引の基本に加え、案件遂行上の実務的な留意点や買収後の経営統合プロセス (PMI) を含む実務の最前線について解説しました。講演で使用したパワーポイント資料はこちらのリンクから無料でダウンロードすることができます。

今後開催予定のセミナーのご案内

2017年の法改正の動向(2017年12月)

加納弁護士が、2017 年 12 月 12 日 (火) に弊所シドニーオフィスにて、「2017 年の法改正の動向」をテーマに講演(シドニー日本商工会議所主催シドニービジネス塾)を行います。今回は、2017 年の重要な法改正(具体的には競争法、消費者法、倒産法、労働法、個人情報保護法及び外国投資規制の 6 つのテーマ)のトレンドを解説します。お申込み方法等の詳細は、こちらのリンクをご参照ください。

また、ブリスベンの日系企業の皆様を対象に、2017 年 12 月 13 日 (水) に弊所ブリスベンオフィスにおいても同テーマで講演 (弊所主催、内容は上記と同じ) を開催します。詳細は、こちらの<u>リンク</u>をご参照ください。

最近の出版物

新版「オーストラリアにおけるビジネス展開」 (2017)

クレイトン・ユッツ法律事務所は、豪州で事業機会を求める投資家や事業者の皆様への情報提供を目的として、「オーストラリアにおけるビジネス展開(原文は Doing Business in Australia)」と題する小冊子を作成しています。今般、本稿を 2016 年版から 2017 年版に改訂しましたので、お知らせいたします。今般の改訂作業では、最近の外資規制や競争法・消費者法の法改正の動向を反映しました。以下のリンクから無料でダウンロードできますので、是非ご活用ください。

- オーストラリアにおけるビジネス展開 (日本語版)
- Doing Business in Australia (英語版原文)

「豪州の不動産法制度と日本からの投資」(「ARES 不動産証券化ジャーナル」Vol. 39 - 2017年9月・10月号)

The Association for Real Estate Securitization(ARES)(一般社団法人不

動産証券化協会)の機関紙である ARES 不動産証券化ジャーナルにおいて、加納弁護士と鈴木弁護士が寄稿した記事。豪州の不動産法制度の概要を、日本の不動産法制度と適宜比較しながら、全体的に説明するものとなっています。記事はこちらの<u>リンク</u>(ARES のウェブサイト)から無料でダウンロードすることができます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご留意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。なお、掲載されている弁護士は、オーストラリアのすべての州又は準州で弁護士資格を有しているとは限りません。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。



パートナー 加納寛之 直通電話:07-3292-7262

メール: hkano@claytonutz.com



シニアアソシエイト 山浦茂樹 直通電話:07-3292-7571

メール: syamaura@claytonutz.com



シニアアソシエイト 鈴木正俊 直通電話:07-3292-7044

メール: msuzuki@claytonutz.com



ロイヤー 川合千秋 直通電話:07-3292-7014

メール: <u>ckawai@claytonutz.com</u>



ロークラーク 中島真嗣 (日本法弁護士・日本から出向中) 直通電話: 07-3292-7432

メール: mnakajima@claytonutz.com



ロークラーク 高橋輝好 (日本法弁護士・日本から出向中)

直通電話:07-3292-7991

メール: <u>ttakahashi@claytonutz.com</u>



エグゼクティブ・アシスタント 大竹佳代子

直通電話:07-3292-7599

メール: kotake@claytonutz.com